

広島地方最低賃金審議会
令和4年度 第1回
広島県電子部品・デバイス・
電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会

日 時 令和4年9月27日(火) 10時00分～

場 所 広島合同庁舎4号館5階 22号会議室

広島地方最低賃金審議会

令和4年度 第1回

広島県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 部会長、部会長代理の選出について
- (2) 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について
- (3) その他

3 閉 会

令和4年度 第1回

広島県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業

最低賃金専門部会 別冊資料目次

別冊No.1	広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿	P. 1
別冊No.2 -1	広島県電子部品・デバイス・電子回路等製造業最低賃金(現行)	P. 2
-2	広島県特定(産業別)最低賃金の適用を受ける業種(日本標準産業分類)	P. 3
-3	中分類	P. 6
-4	令和4年度適用使用者数及び適用労働者数	P. 31
別冊No.3	令和3年度 特定最低賃金の審議・決定状況(電気機械等)	P. 33
別冊No.4	令和4年度最低賃金実態調査概要(電子部品等製造業)	P. 34
4 -1	最低賃金実態調査における分位偏差	P. 40
4 -2	賃金分布図	P. 41
4 -3	時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移	P. 43
4 -4	中位数・時間当たり平均賃金額	P. 44
4 -5	事業所規模別未満率	P. 45
4 -6	引上げ試算表(令和4年 電子部品・デバイス・電子回路等製造業)	P. 46
4 -7	経過表(電子部品・デバイス・電子回路等製造業)	P. 47

令和4年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

(広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金)

広島労働局

令和4年9月9日任命

区分	氏名	現職
公益代表	さかい ともこ 酒井 朋子	税理士
	のきた はるこ 野北 晴子	広島経済大学 教授
	むらかみ けいこ 村上 恵子	県立広島大学 教授
労働者代表	すみ なおき 角 直樹	電機連合中国地方協議会 事務局長
	ながやす こうじ 長安 幸司	三菱電機労働組合福山支部 支部執行委員長
	ひろた かずき 廣田 一貴	広島県電力総連 事務局長
使用者代表	いけくぼ のりや 池久保 典也	株式会社池久保電工社 代表取締役社長
	ながた かつし 長田 克司	オオアサ電子株式会社 代表取締役社長
	ふじい よしろう 藤井 良朗	広島県東部機械金属工業協同組合 事務局長

[注] 1. 斜体文字は 本審委員 2. 各側五十音順

広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金（現行）

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業（医療用計測器製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、かえり取り、鑄り取り、かしめ、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金

1時間924円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和3年12月31日

広島県特定（産業別）最低賃金の適用を受ける業種（日本標準産業分類）

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
適用する使用者 広島県の区域内で発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業（医療用計測器製造業を除く。以下同じ。）、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）より （青字及び赤字は事務局にて加筆）
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 E280 管理，補助的経済活動を行う事業所（28 電子部品・デバイス・電子回路製造業） E2800 主として管理事務を行う本社等 E2809 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所 E281 電子デバイス製造業 E2811 電子管製造業 E2812 光電変換素子製造業 E2813 半導体素子製造業（光電変換素子を除く） E2814 集積回路製造業 E2815 液晶パネル・フラットパネル製造業 E282 電子部品製造業 E2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業 E2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業 E2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業 E283 記録メディア製造業 E2831 半導体メディア製造業 E2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業 E284 電子回路製造業 E2841 電子回路基板製造業 E2842 電子回路実装基板製造業 E285 ユニット部品製造業 E2851 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業 E2859 その他のユニット部品製造業 E289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

- E2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
- E29 電気機械器具製造業
 - E290 管理，補助的経済活動を行う事業所
 - (29 電気機械器具製造業 (県最賃適用業種を除く))
 - E2900 主として管理事務を行う本社等
 - E2909 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
 - E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
 - E2911 発電用・電動機・その他の回転電気機械器具製造業
 - E2912 変圧器類製造業 (電子機器用を除く)
 - E2913 電力開閉装置製造業
 - E2914 配電盤・電力制御装置製造業
 - E2915 配線器具・配線附属品製造業
 - E292 産業用電気機械器具製造業
 - E2921 電気溶接機製造業
 - E2922 内燃機関電装品製造業
 - E2929 その他の産業用電気機械器具製造業 (車両用，船舶用を含む)
 - E293 民生用電気機械器具製造業 (県最賃適用)
 - E294 電球・電気照明器具製造業 (県最賃適用)
 - E295 電池製造業 (県最賃適用)
 - E296 電子応用装置製造業
 - E2961 X線装置製造業
 - E2962 医療用電子応用装置製造業
 - E2969 その他の電子応用装置製造業
 - E297 電気計測器製造業
 - E2971 電気計測器製造業 (別掲を除く)
 - E2972 工業計器製造業
 - E2973 医療用計測器製造業 (県最賃適用)
 - E299 その他の電気機械器具製造業 (県最賃適用)
- E30 情報通信機械器具製造業
 - E300 管理，補助的経済活動を行う事業所
 - (30 情報通信機械器具製造業 (県最賃適用業種を除く))
 - E3000 主として管理事務を行う本社等
 - E3009 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
 - E301 通信機械器具・同関連機械器具製造業
 - E3011 有線通信機械器具製造業
 - E3012 携帯電話機・PHS電話機製造業
 - E3013 無線通信機械器具製造業
 - E3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業
 - E3015 交通信号保安装置製造業

E3019 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業

E302 映像・音響機械器具製造業

E3021 ビデオ機器製造業

E3022 デジタルカメラ製造業

E3023 電気音響機械器具製造業

E303 電子計算機・同付属装置製造業（県最賃適用）

L7282 純粋持株会社

（28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業（県最賃適用業種を除く）、30 情報通信機械器具製造業（県最賃適用業種を除く）に限る）

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工業若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、かえり取り、鋳ばり取り、かしめ、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務

大分類E－製造業

中分類28－電子部品・デバイス・電子回路製造業

総説

この中分類には、主として電気機械器具、情報通信機械器具などに用いられる電子部品、デバイス及び電子回路を製造する事業所が分類される。

民生用電気機械器具を製造する事業所は中分類 29－電気機械器具製造業に、電子計算機・同附属装置、通信機械器具・同関連機械器具を製造する事業所は中分類 30－情報通信機械器具製造業に分類される。

280 管理、補助的経済活動を行う事業所(28 電子部品・デバイス・電子回路製造業)

2800 主として管理事務を行う本社等

主として電子部品・デバイス・電子回路製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

2809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

主として電子部品・デバイス・電子回路製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用集荷所

281 電子デバイス製造業

2811 電子管製造業

主として光源用以外の電子管を製造する事業所をいう。

主として水銀放電灯などの光源用の電子管を製造する事業所は中分類 29 [2941] に分類される。

主な製品は、受信用真空管、送信用真空管、放電管、ブラウン管、X線管、水銀整流管などである。

○真空管製造業(通信用のもの); X線管製造業; 水銀整流管製造業; 光電管製造業; バラスト管製造業; マイクロ波管製造業

×水銀放電灯製造業 [2941]; トランジスタ製造業 [2813]

2812 光電変換素子製造業

主として光電変換素子製造業(半導体素子を除く)を製造する事業所をいう。

主な製品は、発光ダイオードなどである。

○発光ダイオード製造業; フォトカプラ、インタラプタ製造業

×トランジスタ製造業 [2813]

2813 半導体素子製造業(光電変換素子を除く)

主として半導体素子を製造する事業所をいう。

主な製品は、ダイオード、トランジスタ、サイリスタ、サーミスタなどである。

○ダイオード製造業; トランジスタ製造業; サイリスタ製造業; サーミスタ製造業

×発光ダイオード製造業 [2812]

2814 集積回路製造業

主として半導体集積回路、薄膜集積回路及び混成集積回路の製造並びに組立てを行う事業所をいう。

主として集積回路に抵抗器、コンデンサ、半導体素子などの個別部品を付加したもの及び超小形構造(1立方cmの中に、3個以上の素子実装密度を有するもの)の電子部品を製造する事業所も本分類に含まれる。ただし、主として複合部品(回路の標準化に適合させるため、従来の抵抗器、コンデンサなどの個別部品を一体化したものを)を製造する事業所は小分類 282 [2821] に分類される。

○半導体集積回路製造業; 薄膜集積回路製造業; 混成集積回路製造業; 超小形構造製造業

×複合部品製造業 [2821]

2815 液晶パネル・フラットパネル製造業

主として液晶パネル、プラズマパネルなどを製造する事業所をいう。

○液晶パネル製造業; プラズマパネル製造業; 液晶素子製造業

×液晶ディスプレイ製造業(パーソナルコンピュータ用) [3035];液晶ディスプレイ
製造業(事務機器用) [2719]

282 電子部品製造業

2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業

主として抵抗器, コンデンサ, 変成器及び複合部品(回路の標準化に適合させるため, 従来の抵抗器, コンデンサなどの個別部品を一体化したものを)を製造する事業所をいう。

- 抵抗器製造業(電力用を除く);コンデンサ製造業(電力用を除く);変成器製造業(電力用を除く);複合部品製造業;電子機器用小型電源変圧器製造業;電子機器用蓄電器製造業
- ×電力用抵抗器製造業 [2914];電力用蓄電器製造業 [2929];変圧器製造業(送配電用, 機器用, シグナル用) [2912];ネオン変圧器製造業 [2912];計器用変圧器製造業 [2912]

2822 音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業

主としてスピーカ, マイクロホン, ヘッドホンなどの部品, 磁気ヘッド及び, 小形モータ(入力電力3ワット未満のもの)を製造する事業所をいう。

ただし, 電気音響機械及び附属品(完成品)を製造する事業所は中分類 30 [3023] に分類される。

- スピーカ部品製造業;マイクロホン部品製造業;イヤホン部品製造業;ヘッドホン部品製造業;磁気ヘッド製造業;小形モータ製造業(入力電力3ワット未満)
- ×スピーカシステム製造業 [3023];モータ製造業(3ワット以上のもの) [2911]

2823 コネクタ・スイッチ・リレー製造業

主としてコネクタ, スイッチ及びリレーを製造する事業所をいう。

- コネクタ製造業(配線器具を除く);スイッチ製造業(配線器具及び電力用開閉器を除く);リレー製造業(電力用継電器及び遮断器を除く)
- ×配線用接続器製造業 [2915];配線小形開閉器製造業 [2915];電力用開閉器製造業 [2913];継電器製造業(電力用) [2913];遮断器製造業 [2913]

283 記録メディア製造業

2831 半導体メモリメディア製造業

主として半導体メモリカード、メモリースティック、その他のメモリカードを製造する事業所をいう。

○SDメモリカード製造業；メモリースティック製造業；コンパクトフラッシュ；xDピクチャーカード

×MOS型メモリ製造業 [2814]

2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業

主として記録する前の光ディスク、磁気ディスク、磁気テープ等を製造する事業所をいう。

ただし、主として情報を記録した光ディスク、磁気ディスク、磁気テープを製造する事業所は中分類 32 [3296] に分類される。

○光ディスク製造業(生のもの)；CD・R/RW製造業(生のもの)；DVD・R/RW/RAM製造業(生のもの)；磁気ディスク製造業(生のもの)；フレキシブルディスク製造業；MO製造業；オーディオ用テープ製造業；ビデオ用テープ製造業；コンピューター用テープ製造業

×情報記録物製造業 [3296]

284 電子回路製造業

2841 電子回路基板製造業

主として電子回路基板を製造する事業所をいう。

主な製品は、プリント配線板(回路設計に基づいて、部品間を接続するために導体パターンを絶縁基板の表面又は表面とその内部に、プリントによって形成された板)、モジュール基板(プリント配線板へ搭載され、電氣的相互接続が可能な板)などである。

- 片面・両面・多層リジッドプリント配線板製造業；ビルドアップ配線板製造業；フレキシブルプリント配線板製造業；フレックスリジッドプリント配線板製造業；セラミックプリント配線板製造業；メタルコアプリント配線板製造業；リジッドモジュール基板製造業；TAB・COF基板製造業；セラミックモジュール基板製造業
- ×プラスチック製金属張基板製造業(配線前のもの) [1831]；プラスチック製絶縁基板製造業(配線前のもの) [1831]；電子回路実装基板製造業 [2842]

2842 電子回路実装基板製造業

主として電子回路実装基板(電子回路基板と搭載部品から構成され、電氣的相互接続を有するもの)を製造する事業所をいう。

主な製品は、プリント配線実装基板(プリント配線板と搭載部品から構成され、電氣的相互接続を有するもの)、モジュール実装基板(モジュール基板と搭載部品から構成され、電氣的相互接続を有するもの)などである。

ただし、電気機器の完成品を組立又は製造する事業所は中分類 29 [291～297] に、情報通信機器の完成品を組立又は製造する事業所は中分類 30 [301～303] のそれぞれに、ユニット部品は小分類 [285] に分類される。

- 挿入部品実装基板製造業；チップ部品実装基板製造業；ICパッケージ実装基板製造業；ワイヤボンディング実装基板製造業；TAB・COF実装基板製造業；フリップチップ実装基板製造業
- ×電子回路基板製造業 [2841]；ユニット部品製造業 [285]

285 ユニット部品製造業

2851 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業

主として電源ユニット、高周波ユニット(受信用チューナ、受信用アンテナなど)及びコントロールユニットを製造する事業所をいう。

- スイッチング電源製造業;放送(通信)受信チューナユニット製造業;分配・分岐・混合・分波・整合器製造業;ブースタユニット製造業;コンバータユニット製造業;エアコンユニット製造業;選局ユニット製造業;タイマユニット製造業;モジュレータユニット製造業

2859 その他のユニット部品製造業

主として他に分類されないユニット部品を製造する事業所をいう。

- 電子部品組立製造業;紙幣識別ユニット製造業;硬貨区分ユニット製造業;液晶表示ユニット製造業
- ×電子回路実装基板製造業 [2842]

289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

主として整流器(電力用を除く)、磁性材部分品(粉末や金によるもの)など他に分類されない電子部品を製造する事業所をいう。

○整流器製造業(電力用を除く);ダイヤル製造業;プラグ・ジャック製造業(電力用を除く);磁性材部分品製造業(粉末や金によるもの);雑音防止器製造業;テレビ画面安定器製造業;共振子・発振子製造業;フィルタ製造業;ソケット製造業(電球用を除く);センサ製造業

×永久磁石製造業 [2999]

中分類29—電気機械器具製造業

総説

この中分類には、電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具を製造する事業所が分類される。絶縁電線及びケーブルを製造する事業所は中分類 23—非鉄金属製造業 [2341] に、モータ直結又は取付式機械を製造する事業所は中分類 25—はん用機械器具製造業、中分類 26—生産用機械器具製造業に、電子計算機、通信機械器具を製造する事業所は中分類 30—情報通信機械器具製造業に、電子部品を製造する事業所は中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業のそれぞれに分類されるが、民生用電気機械器具を製造する事業所は本分類に含まれる。

290 管理、補助的経済活動を行う事業所(29 電気機械器具製造業)

2900 主として管理事務を行う本社等

主として電気機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

2909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

主として電気機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用集荷所

291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業

2911 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業

主として一般産業用及び鉄道車両、船舶用の電動機、発電機並びに電動機、内燃機関、蒸気機関、蒸気タービンなどによりく動される発電装置、その他の回転電気機械を製造する事業所をいう。

ただし、内燃機関用電動機、発電機を製造する事業所は細分類 2922 に分類される。

- 発電機製造業；電動発電機製造業；回転変流機製造業；ターボゼネレータ製造業
- ×電動機・発電機製造業（内燃機関用のもの）[2922]

2912 変圧器類製造業（電子機器用を除く）

主として送配電用及び機器用の変圧器類を製造する事業所をいう。

無線周波及び低周波変成器、チョークコイルなどの電子機器用変成器を製造する事業所は中分類 28 [2821] に分類される。

- 変圧器製造業（送配電用、機器用、シグナル用）；ネオン変圧器製造業；計器用変成器製造業；リアクトル製造業；電圧調整器製造業
- ×電子機器用変成器製造業（高周波・低周波用）[2821]；電子機器用小形電源変圧器製造業 [2821]；ベル用変圧器製造業 [2915]；がん具用変圧器製造業 [3251]

2913 電力開閉装置製造業

主として電力開閉装置を製造する事業所をいう。

- 開閉器製造業（電力用のもの）
- ×リアクトル製造業 [2912]；電圧調整器製造業 [2912]

2914 配電盤・電力制御装置製造業

主として遮断器、電気制御装置及び避雷装置を製造する事業所をいう。

主な製品は、配電盤、配電ばこ、継電器、自動調整装置、断路器、遮断器、制御器、避雷器、電力用ヒューズ装置などである。

主としてリアクトル及び電圧調整器を製造する事業所は細分類 2912 に分類される。

- 配電盤製造業；遮断器製造業；制御装置製造業（車両用を含む）；起動器製造業；抵抗器製造業（電力用のもの）；継電器製造業（電力用のもの）
- ×リアクトル製造業 [2912]；電圧調整器製造業 [2912]

2915 配線器具・配線附属品製造業

主として配線器具(小形開閉器, 点滅器, 接続器, 電球保持器など)及び配線ばこ並びに部品(パネルボード, 小形配線ばこ, ヒューズなど)を製造する事業所をいう。

陶磁器製絶縁材料を製造する事業所は中分類 21 [2144] に, ガラス絶縁材料を製造する事業所は中分類 21 [2119] に分類されるが, 電線管接続附属品及び電鈴(ベル用変圧器を含む)は本分類に含まれる。

主として電気照明器具を製造する事業所は小分類 294 [2942] に分類される。

○小形開閉器製造業; 点滅器製造業; 接続器製造業; 電球保持器製造業; 鉄道用配線器具製造業; パネルボード製造業; 小形配線ばこ製造業; ヒューズ製造業; 電線管接続附属品製造業; ベル用変圧器製造業; プラスチック製差込プラグ製造業; スイッチ製造業

×陶磁器製絶縁材料製造業 [2144]; ガラス製絶縁材料製造業 [2119]; 電気照明器具製造業 [2942]; プラスチック製絶縁材料製造業 [1897]

292 産業用電気機械器具製造業

2921 電気溶接機製造業

主として電気溶接装置及び電極保持具を製造する事業所をいう。

主としてガス溶接装置を製造する事業所は中分類 26 [2662] に分類される。

- 電弧溶接機製造業;抵抗溶接機製造業;電極保持具製造業(溶接用)
- ×ガス溶接機製造業 [2662];溶接棒製造業 [2479]

2922 内燃機関電装品製造業

主として自動車, 航空機などの内燃機関電装品を製造する事業所をいう。

主な製品は, 自動車及び航空機用スターターモータ及び発電機, 点火用コイル, ディストリビュータ, 充電機, 磁石発電機, 点火せん及び点火せん用結線装置などである。

- スターターモータ製造業(自動車・航空機用);航空機用電装品製造業;点火せん・点火装置製造業(内燃機関用);電動機・発電機製造業(内燃機関用);電気式始動機製造業;セルモータ製造業

2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用, 船舶用を含む)

主として蓄電器(電子機器用を除く), 電気窯炉類, 熱装置を含む他に分類されない工業用及び商業用電気装置並びに他に分類されない車両用・船舶用電気装置を製造する事業所をいう。

- 蓄電器製造業(電子機器用を除く);電熱装置製造業(窯炉用);はんだごて製造業(電気式);電磁石製造業;車両用集電装置製造業;整流器製造業;電気炉製造業;赤外線乾燥装置製造業
- ×電子機器用蓄電器製造業 [2821]

293 民生用電気機械器具製造業(県最賃適用)

2931 ちゅう房機器製造業

主としてちゅう房機器を製造する事業所をいう。

主な製品は電子レンジ、電磁調理器、電気がま(ジャー炊飯器を含む)、トースタ、ホットプレート、ジューサミキサ、ジャーポット、食器乾燥機、食器洗い機、電気冷蔵庫、フリーザなどである。

主としてガスこんろ、ガスレンジ、ガス湯沸器、ガス炊飯機器、ガスオーブンを製造する事業所は中分類 24 [2432] に、冷凍機を製造する事業所は中分類 25 [2535] に分類される。

○電気こんろ製造業;電子レンジ製造業;クッキングヒーター製造業(電気式のもの);電気がま製造業;トースタ製造業;ホットプレート製造業;ジューサミキサ製造業;ジャーポット製造業;食器乾燥機製造業;食器洗い機製造業;電気冷蔵庫製造業;家庭用フリーザ製造業

×ガス機器製造業 [2432];冷凍機製造業 [2535]

2932 空調・住宅関連機器製造業

主として空調・住宅関連機器を製造する事業所をいう。

主な製品は扇風機、換気扇、電気温水器、除湿機、家庭用エアコンディショナ、空気清浄機などである。

主として業務用エアコンディショナを製造する事業所は中分類 25 [2535] に分類される。

○扇風機製造業;換気扇製造業;電気温水器製造業;除湿機製造業;家庭用エアコンディショナ製造業;空気清浄機製造業

×業務用エアコンディショナ製造業 [2535]

2933 衣料衛生関連機器製造業

主として衣料衛生関連機器を製造する事業所をいう。

主な製品は家庭用電気洗濯機、衣類乾燥機、電気アイロン、電気掃除機、ハンドクリーナなどである。

主として営業用洗濯機、ドライクリーニング機、プレス機を製造する事業所は中分類 27 [2721] に、家庭用ミシンを製造する事業所は中分類 26 [2635] に分類される。

○家庭用電気洗濯機製造業;衣類乾燥機製造業;電気アイロン製造業;電気掃除機製造業

×営業用洗濯機製造業 [2721];家庭用ミシン製造業 [2635]

2939 その他の民生用電気機械器具製造業

主として電気暖房器，理美容機器などのような他に分類されない民生用電気機械器具を製造する事業所をいう。

主な製品は電気ストーブ，電気こたつ，電気毛布，電気カーペット，電気かみそり，電気マッサージ器具，ヘアドライヤ，家庭用生ごみ処理機などである。

- 電気ストーブ製造業；電気こたつ製造業；電気毛布製造業；電気カーペット製造業；電気かみそり製造業；家庭用高周波及び低周波治療器製造業；ヘアドライヤ製造業；家庭用生ごみ処理機製造業；温水洗浄便座製造業

294 電球・電気照明器具製造業(県最賃適用)

2941 電球製造業

主として電球及び類似の光源を製造する事業所をいう。

主な製品は、白熱電球及び蛍光灯、写真フラッシュ用電球及びその他の電氣的光源などである。

主として電気照明器具を製造する事業所は細分類 2942 に、電球用ガラスを製造する事業所は中分類 21 [2113] に分類される。

○映写機用ランプ製造業；ネオンランプ製造業；蛍光灯製造業；白熱電球製造業；自動車用電球製造業；フラッシュランプ製造業；赤外線ランプ製造業；殺菌灯製造業；水銀放電灯製造業

×電気照明器具製造業 [2942]；電球バルブ製造業 [2113]

2942 電気照明器具製造業

主として白熱電灯器具、放電灯器具、携帯電灯、発電ランプなど及びこれらの附属品を製造する事業所をいう。

主としてガス灯、カーバイド灯、石油灯、ガソリン灯及びこれらの附属品を製造する事業所は中分類 24 [2499] に、照明用ガラス器具を製造する事業所は中分類 21 [2119] に、電球及び類似の光源を製造する事業所は細分類 2941 に分類される。

○天井灯照明器具製造業；電気スタンド製造業；集魚灯器具製造業；坑内安全灯製造業(蓄電池を除く)；投光器製造業；乗物用照明器具製造業；発電ランプ製造業；携帯電灯製造業；放電灯器具製造業；プラスチック製携帯電灯器具製造業；照明器具用安定器(スリムライン)製造業；ヘッドライト製造業；自動車用ウインカ製造業

×石油灯製造業 [2499]；カーバイド灯製造業 [2499]；殺菌灯製造業 [2941]；電灯かさ製造業(ガラス製のもの) [2119]

295 電池製造業(県最賃適用)

2951 蓄電池製造業

主として蓄電池を製造する事業所をいう。

- 蓄電池製造業;ニッケルカドニウム蓄電池製造業;リチウムイオン蓄電池製造業

2952 一次電池(乾電池, 湿電池)製造業

主として一次電池(乾電池, 湿電池)を製造する事業所をいう。

- 乾電池製造業;湿電池製造業;水銀電池製造業;アルカリ電池製造業

296 電子応用装置製造業

2961 X線装置製造業

主として医療用及び産業用X線装置を製造する事業所をいう。

主としてX線管及びX線用整流管を製造する事業所は中分類 28 [2811] に分類される。

- 医療用・歯科用X線装置製造業；X線探傷機製造業
- ×X線管製造業 [2811]；X線フィルム製造業 [1695]

2962 医療用電子応用装置製造業

主として電子エネルギーを利用した医療用の電子応用装置を製造する事業所をいう。

- 医療用粒子加速装置製造業；医療用放射性物質応用装置製造業；超音波画像診断装置製造業（循環器用，腹部用を含む）；超音波ドプラ診断装置製造業；磁気共鳴画像診断装置製造業；高周波及び低周波治療器製造業（家庭用を除く）；エミッションCT装置製造業；レーザ応用治療装置製造業；レーザ手術用機器製造業；結石破碎装置製造業
- ×高周波及び低周波治療器製造業（家庭用） [2939]；医療用・歯科用X線装置製造業 [2961]；産業用電子応用装置製造業 [2969]；電子計算機製造業 [3031]；医療用計測器製造業 [2973]

2969 その他の電子応用装置製造業

主として粒子加速装置，放射性物質応用装置，弾性波応用装置，超音波応用装置，電磁応用探知装置，電気探知装置，高周波電力応用装置，電子顕微鏡など他に分類されない電子応用装置を製造する事業所をいう。

- 水中聴音装置製造業；魚群探知機製造業；磁気探知機製造業；高周波ミシン製造業；電子顕微鏡製造業；電子応用測定装置製造業（医療用を除く）；サイクロトロン製造業；放射線応用計測器製造業；レーザ装置製造業（医療用を除く）；高周波加熱装置製造業；産業用電子応用装置製造業
- ×電子計算機製造業 [3031]；医療用計測器製造業 [2973]；
医療用電子応用装置製造業 [2962]

297 電気計測器製造業

2971 電気計測器製造業(別掲を除く)

主として電気計測器を製造する事業所をいう。

主な製品は、電流計、電圧計、電力計、位相計、周波数計などの計器及び定数測定器(電圧、電流及び電力測定器、周波数測定器、電波及び空中線測定器、回路素子測定器など)、特性測定器(伝送量測定器、真空管特性測定器、磁性体測定器、誘電体測定器など)、総合試験装置(搬送機器用試験装置、無線機器用試験装置、有線機器用試験装置など)の測定器並びに附属品である。

○電流計製造業;電圧計製造業;積算電力計製造業;位相計製造業;周波数計製造業;検電計製造業;音量計製造業;電気動力計製造業;電気測定器製造業;検査・評価装置製造業

×計器用変成器製造業 [2912];医療用計測器製造業 [2973];心電計製造業 [2973]

2972 工業計器製造業

主として温度、流量、液面などの物象の状態量の計測記録又は計測制御のため検出、変換、指示記録、調節、調節操作などを一体的に、連けいして行う機器を製造する事業所をいう。

○温度自動調節装置製造業;圧力自動調節装置製造業;流体自動調節装置製造業;流体組成自動調節装置製造業;液面調節装置製造業;自動燃焼調節装置製造業;ガス制御装置製造業;制御機器製造業

×圧力計製造業 [2733];流量計製造業 [2733];液面計製造業 [2733]

2973 医療用計測器製造業(県最賃適用)

主として電気特性を利用した生体検査・診断用の各種の機器を製造する事業所をいう。

○生体物理現象検査用機器製造業(体温・血圧等検査用モニタ、生体磁気計測装置);生体電気現象検査用機器製造業(心電・脳波・筋電等検査用モニタ);生体現象監視用機器製造業(集中患者監視装置、新生児モニタ、多現象モニタ、分娩監視装置);生体検査用機器製造業(呼吸機能検査機器、視覚機能検査機器);医療用検体検査機器製造業(臨床化学検査機器、血液検査機器);診断用機械器具製造業;心電計製造業

×体温計製造業 [2739];血圧計製造業 [2733]

299 その他の電気機械器具製造業(県最賃適用)

2999 その他の電気機械器具製造業

主として電球用口金など他に分類されない電気機械器具を製造する事業所をいう。

- 電球口金製造業;導入線製造業;接点製造業;ジュメット線製造業;永久磁石製造業;太陽電池製造業

中分類30—情報通信機械器具製造業

総説

この中分類には、通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具、電子計算機及び附属装置を製造する事業所が分類される。民生用電気機械器具を製造する事業所は中分類 29—電気機械器具製造業に、電子部品及びデバイスを製造する事業所は中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類される。

300 管理、補助的経済活動を行う事業所(30 情報通信機械器具製造業)

3000 主として管理事務を行う本社等

主として情報通信機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

3009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

主として情報通信機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用集荷所

301 通信機械器具・同関連機械器具製造業

3011 有線通信機械器具製造業

主として電話機, 交換機, 電信機, 搬送装置, 有線放送装置及びその他の有線通信機械器具を製造する事業所をいう。

主として通信機械器具の部分品を製造する事業所は中分類 28に, 真空管を製造する事業所は中分類 28 [2811]に, 半導体素子を製造する事業所は中分類 28 [2812, 2813]に分類される。

- 電話機製造業; 交換装置製造業; テレックス製造業; ファクシミリ製造業; 模写電送装置製造業; 搬送装置製造業; 有線テレビジョン放送装置製造業; 有線ラジオ放送装置製造業
- ×携帯電話機製造業 [3012] ; 無線通信機製造業 [3013] ; 通信機械器具部分品製造業 [28] ; 真空管製造業 [2811] ; 半導体素子製造業 [2813]

3012 携帯電話機・PHS電話機製造業

主として携帯電話機, PHS電話機を製造する事業所をいう。

- 携帯電話機製造業 ; PHS電話機製造業

3013 無線通信機械器具製造業

主として無線通信機械器具及び各種無線応用機器を製造する事業所をいう。

主な製品は, ラジオ放送装置, テレビジョン放送装置, 固定局通信装置, 可搬形通信装置, 車両用通信装置, 船舶用通信装置, 航空用通信装置, 携帯用通信装置, 救命艇用通信装置, ロラン装置, 方向探知機, ビーコン装置, レーダ装置などである。

主として携帯電話機・PHS電話機を製造する事業所は細分類 3012に, 主としてラジオ受信機及びテレビジョン受信機を製造する事業所は細分類 3014に, 電気音響装置を製造する事業所は細分類 3023に, 通信機械器具の部分品を製造する事業所は中分類 28に, 真空管を製造する事業所は中分類 28 [2811]に, 半導体素子を製造する事業所は中分類 28 [2812, 2813]にそれぞれ分類される。

- ラジオ送信装置製造業; 無線送信機製造業; 無線受信機製造業; ロラン装置製造業; レーダ製造業; 着陸誘導装置製造業; 距離方位測定装置製造業; 気象観測装置製造業; 遠隔制御装置製造業; 無線応用航法装置製造業; 放送用テレビカメラ製造業; テレビジョン放送装置製造業 ; GPS装置製造業; カーナビゲーション製造業
- ×携帯電話機製造業 [3012] ; ラジオ受信機製造業 [3014] ; テレビジョン受信機製造業 [3014] ; 録音装置製造業 [3023] ; 拡声装置製造業 [3023] ; 通信機械器

具部分品製造業 [28] ; 真空管製造業 [2811] ; 光電変換素子製造業 [2812] ;
半導体素子製造業 [2813]

3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業

主としてラジオ受信機及びテレビジョン受信機を製造する事業所をいう。

主としてラジオ付カセットレコーダを製造する事業所は小分類 302〔3023〕に、
通信機械器具の部分品を製造する事業所は中分類 28 に、真空管を製造する
事業所は中分類 28 [2811] に、半導体素子を製造する事業所は中分類
28 [2812, 2813] にそれぞれ分類される。

○ラジオ受信機製造業；テレビジョン受信機製造業

×ラジオ付カセットレコーダ [3023] ; 通信機械器具部分品製造業 [28] ; 真空管製
造業 [2811] ; 光電変換素子製造業 [2812] ; 半導体素子製造業 [2813]

3015 交通信号保安装置製造業

主として交通保安の用に供する電気信号保安装置及び機械信号保安装置並
びに鉄道軌条の転てつ器，その他の分岐器を製造する事業所をいう。

○電気信号装置製造業；鉄道信号機製造業；自動転てつ器製造業；分岐器製造業

3019 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業

主として音響信号装置，警報装置などのような他に分類されない電気通信装
置を製造する事業所をいう。

○火災警報装置製造業；盗難警報装置製造業；発光信号装置製造業；通報信号装
置製造業

×電気信号装置製造業 [3015] ; 鉄道信号機製造業 [3015] ; 自動転てつ器製造
業 [3015] ; 電子回路基板製造業 [2841]

302 映像・音響機械器具製造業

3021 ビデオ機器製造業

主として磁気録画装置(デジタルカメラを除く)又は画像再生装置を製造する事業所をいう。

- 磁気録画装置(V. T. R)製造業;画像再生装置(E. V. R)製造業;DVDプレーヤ製造業;ビデオカメラ製造業;防犯カメラ製造業
- ×テレビジョン受信機製造業(V. T. R等と一体のものを含む) [3014];デジタルカメラ製造業 [3022];ビデオ用テープ製造業 [2832];放送用テレビカメラ製造業 [3013];テレビジョン放送装置製造業 [3013];ビデオディスクレコード製造業 [3296];ビデオテープレコード製造業 [3296]

3022 デジタルカメラ製造業

主としてデジタルカメラを製造する事業所をいう。

- デジタルカメラ製造業
- ×ビデオカメラ製造業 [3021];携帯電話機製造業 [3012];写真機製造業 [2752];光学機械用レンズ・プリズム製造業 [2753]

3023 電気音響機械器具製造業

主として録音装置,再生装置,拡声装置及び附属品(完成品)を製造する事業所をいう。

主な製品は,ステレオセット,ICレコーダ,ハイファイ用増幅器,オーディオディスクプレーヤ,拡声装置,スピーカシステム,ピックアップ,マイクロホン,ヘッドホンなどである。

主として録音済みの記録物を製造する事業所は中分類 32 [3296]に,生の磁気テープ,磁気ディスクを製造する事業所は中分類 28 [2832]に分類される。

- 録音装置製造業;ICレコーダ製造業;ステレオ製造業;拡声装置製造業;スピーカシステム製造業;マイクロホン製造業;ヘッドホン製造業;補聴器製造業
- ×電子部品・デバイス・電子回路製造業 [28];情報記録物製造業 [3296];磁気テープ・光ディスク等製造業 [2832]

303 電子計算機・同附属装置製造業(県最賃適用)

3031 電子計算機製造業(パーソナルコンピュータを除く)

主としてデジタル形電子計算機(プログラム内蔵方式であって、プログラム言語を使用するものに限る)を製造する事業所をいう。

- デジタル形電子計算機製造業;ハイブリッド形電子計算機製造業;電子会計機製造業;半導体設計用装置製造業
- ×電子式卓上計算機製造業 [2719];分類機, 検孔機などのカード式関係機器製造業 [2719]

3032 パーソナルコンピュータ製造業

主として以下の電子計算機を製造する事業所をいう。

①事務用, 科学技術用, 計測制御用, 教育用及び趣味的等多目的に使用される小型の電子計算機。

②主記憶装置にプログラムを任意に設定できる小形の電子計算機。

- パーソナルコンピュータ製造業

3033 外部記憶装置製造業

主として中央処理装置(CPU)が入出力チャネルを通してデータを書き込んだり, 読み出すことが可能な記憶装置を製造する事業所をいう。

- 外部記憶装置製造業;磁気ディスク装置;光ディスク装置;ディスクアレイ装置;内蔵型HDD製造業;DVDマルチメディアドライブ製造業

3034 印刷装置製造業

主としてラインプリンタ, ページプリンタ等の印刷装置を製造する事業所をいう。

- プロッタ(作図装置)製造業

3035 表示装置製造業

主として表示装置(CRTディスプレイ, 液晶ディスプレイなど)を製造する事業所をいう。

- CRTディスプレイ製造業 ; 液晶ディスプレイ製造業(パーソナルコンピュータ用)
- ×液晶ディスプレイ製造業(事務器機用) [2719];液晶パネル製造業 [2815];プラズマパネル製造業 [2815]

3039 その他の附属装置製造業

主としてスキャナー, 端末装置, その他の入力装置などの附属装置を製造する事業所をいう。

- スキャナー製造業;現金自動預け払い機(ATM)製造業

×CRTディスプレイ製造業 [3035] ; 液晶ディスプレイ製造業(パーソナルコンピュータ用) [3035]

7282 純粋持株会社

本業を持たずに、他社の事業活動を支配する事業所をいう。

○純粋持株会社

令和4年度 適用使用者数及び適用労働者数

(平成28年経済センサス等による)

1 製鉄業、鋼材、鋳鉄鑄物、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業

日本標準産業分類 (平成25年10月改定)	使用者数	労働者数
E220 管理, 補助的活動を行う事業所	1	25
E2211 高炉による製鉄業	2	4,890
E223 製鋼を行わない鋼材製造業	11	619
E225 鉄素形材 (鋳鉄鑄物) 製造業	43	1,167
E229 その他の鉄鋼業	183	2,424
計	240	9,125

2 建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業

日本標準産業分類 (平成25年10月改定)	使用者数	労働者数
E240 管理, 補助的活動を行う事業所	10	34
E244 建設用・建築用金属製品製造業	563	5,744
E249 その他の金属製品製造業	75	1,613
計	648	7,391

3 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

日本標準産業分類 (平成25年10月改定)	使用者数	労働者数
E25 はん用機械器具製造業	369	8,630
E26 生産用機械器具製造業	913	18,470
E27 業務用機械器具製造業	24	406
計	1,306	27,506

4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

日本標準産業分類 (平成25年10月改定)	使用者数	労働者数
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	64	7,105
E29 電気機械器具製造業	284	7,180
E30 情報通信機械器具製造業	15	1,766
計	363	16,051

5 自動車・同附属品製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理，補助的活動を行う事業所	3	44
E 311 自動車・同附属品製造業	300	32,850
計	303	32,894

6 船舶製造・修理業，船用機関製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理，補助的活動を行う事業所	5	14
E 313 船舶製造・修理業，船用機関製造業	483	10,727
計	488	10,741

7 各種商品小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 560 管理，補助的活動を行う事業所	4	749
I 561 百貨店，総合スーパー	48	8,776
I 569 その他の各種商品小売業	35	258
計	87	9,783

8 自動車小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 590 管理，補助的活動を行う事業所	11	288
I 591 自動車小売業	1,661	11,115
計	1,672	11,403

令和3年度 特定最低賃金の審議・決定状況

別冊資料No.3

都道府県	地域別 番号	項番	業種	改定前額	改定前額	改定額	引上げ額	申出	申出 種別	申出日	必要性 諮問日	必要性 答申日	必要性 有・無	所要 結算
北海道	889	3	電気機械	-	895	924	+29	改正	協約	6/24	7/19	8/5	有	10/4
青森	822	6	電気機械	-	833	859	+26	改正	公正	7/16	8/10	9/15	有	9/29
岩手	821	11	電気機械	-	820	847	+27	改正	公正	7/28	8/6	8/24	有	10/22
宮城	853	16	電気機械	-	864	890	+26	改正	公正	7/12	7/20	8/23	有	10/12
秋田	822	19	電気機械	-	836	861	+25	改正	協約	7/20	8/5	8/23	有	10/20
山形	822	23	電気機械	-	846	872	+26	改正	公正	7/26	8/6	8/24	有	10/20
福島	828	28	電気機械	-	834	856	+22	改正	公正	7/16	7/26	8/5	有	10/26
茨城	879	33	電気・精密機械	-	904	932	+28	改正	協約	7/5	8/5	9/6	有	10/21
栃木	882	38	電気機械	-	913	940	+27	改正	協約	7/7	8/5	8/23	有	10/15
群馬	865	43	電気機械	-	910	935	+25	改正	公正	7/21	7/29	8/6	有	10/19
埼玉	956	46	電気機械	-	954	981	+27	改正	協約	7/14	7/27	8/2	有	9/17
千葉	953	55	電気機械	-	954	981	+27	改正	協約	6/14	8/2	8/23	有	10/6
東京	1041	60	電気機械①	-	829	-	-	無	-	-	-	-	-	-
神奈川	1,040	66	電気機械①	-	890	-	-	無	-	-	-	-	-	-
新潟	859	69	電気機械	-	910	936	+26	改正	協約	6/24	7/27	7/27	有	10/26
富山	877	74	電気機械	-	851	879	+28	改正	協約	6/21	8/5	8/23	有	10/25
石川	861	80	電気機械	-	870	896	+26	改正	協約	7/1	8/27	8/27	有	10/18
福井	858	85	電気機械	-	857	-	-	改正	協約	7/21	8/5	8/23	無	-
山梨	866	88	電気機械	-	914	934	+20	改正	公正	7/26	7/29	8/23	有	10/14
長野	877	92	精密機械・電気機械	-	894	916	+22	改正	公正	7/30	8/5	8/23	有	10/22
岐阜	880	94	電気機械	-	887	907	+20	改正	協約	7/5	7/30	8/20	有	10/14
静岡	913	101	電気機械	-	920	939	+19	改正	協約	7/2	7/30	8/6	有	10/13
愛知	955	107	電気機械	-	901	-	-	改正	協約	6/24	7/1	8/5	無	-
三重	902	117	電気機械	-	906	927	+21	改正	協約	7/8	7/13	8/5	有	10/20
滋賀	896	122	精密機械・電気機械	-	917	939	+22	改正	協約	7/12	8/4	8/23	有	10/25
京都	937	128	電気機械	-	936	957	+21	改正	協約	7/15	7/20	8/26	有	10/25
大阪	992	137	電気機械	-	966	994	+28	改正	協約	6/29	7/6	8/31	有	9/16
兵庫	928	145	電気機械	-	902	930	+28	改正	協約	7/5	7/16	8/20	有	9/17
奈良	866	150	電気機械	-	883	891	+8	改正	協約	7/6	7/19	8/5	有	10/15
鳥取	821	155	電気機械	-	809	825	+16	改正	協約	7/16	7/21	9/16	有	10/18
島根	824	159	電気機械	-	825	853	+28	改正	公正	7/16	8/24	8/24	有	10/27
岡山	862	166	電気機械	-	878	904	+26	改正	公正	6/21	7/2	10/5	有	11/9
広島	899	173	電気機械	-	897	924	+27	改正	協約	6/17	8/5	8/5	有	10/25
山口	857	179	電気機械	-	893	921	+28	改正	協約	7/1	7/26	7/26	有	10/13
徳島	824	184	電気機械	-	888	911	+23	改正	公正	6/11	7/2	8/23	有	10/19
香川	848	187	電気機械	-	886	913	+27	改正	公正	7/13	7/27	8/5	有	10/14
愛媛	821	191	電気機械	-	895	921	+26	改正	協約	6/1	7/19	8/6	有	10/22
高知	820	194	電気機械①	-	793	-	-	改正	公正	7/21	8/24	9/29	無	-
福岡	870	197	電気機械	-	927	947	+20	改正	協約	6/29	7/27	8/17	有	10/6
佐賀	821	203	電気機械	-	839	867	+28	改正	協約	7/9	8/26	8/26	有	10/19
長崎	821	205	電気機械	-	837	864	+27	改正	公正	6/29	8/2	9/3	有	10/18
熊本	821	207	電気機械	-	836	863	+27	改正	協約	6/28	7/8	8/5	有	10/12
大分	822	212	電気機械	-	835	864	+29	改正	公正	7/2	8/2	8/23	有	10/20
宮崎	821	217	電気機械	-	803	831	+28	改正	公正	7/14	7/27	8/26	有	10/25
鹿児島	821	220	電気機械	-	815	842	+27	改正	協約	7/16	7/21	8/24	有	10/18

令和4年度

最低賃金実態調査の概要

(電子部品・デバイス・電子回路、電気
機械器具、情報通信機械器具製造業)

広島労働局

- 資 料 目 次 -

1	分位偏差	資料No.4-1
2	賃金分布図グラフ	資料No.4-2
3	時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移グラフ	..	資料No.4-3
4	中位数・時間当たりの平均賃金額	...	資料No.4-4
5	事業所規模別未満率	資料No.4-5
6	引上げ試算表	資料No.4-6
7	経過表（平成16年度～令和3年度）	資料No.4-7

最低賃金に関する実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、労働者の賃金の実態を把握し、広島県最低賃金及び特定(産業別)最低賃金の改正のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地 域

広島県全域

(2) 産 業

日本標準産業分類(平成19年11月改定)に基づく製造業、新聞業、出版業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業である。

(3) 事業所

製造業及び新聞業、出版業については1～99人、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)については1～29人の民営事業所のうちから、「平成28年経済センサス(令和2年次フレーム)」に基づく規模、地域、業種別の母集団事業所数を考慮し、無作為に抽出した事業所である。

なお、各種商品小売業及び自動車小売業については、1～99人の民営事業所である。

(4) 労働者

前号の事業所に雇用される労働者のうち、1～29人の事業所については全労働者、労働者30～99人の事業所については2分の1の労働者を調査範囲とした。

3 調査の時期及び方法

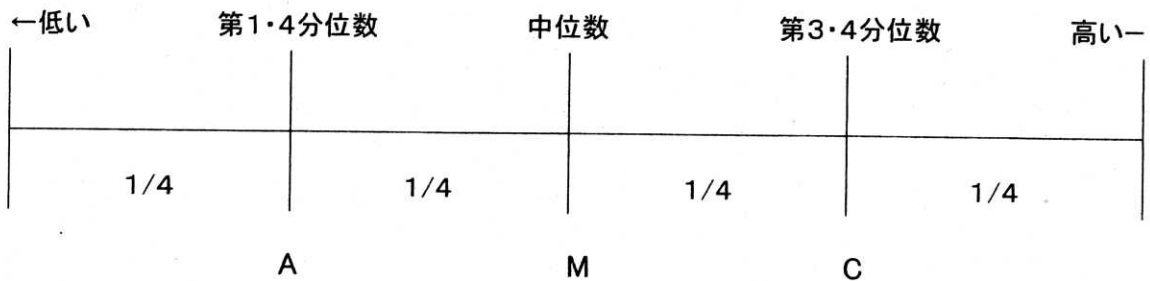
調査は通信調査とし、令和4年6月分の賃金等について、5月から6月にかけて調査を実施した。

統計用語について

○ 分位数、中位数とは

数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて全体の 20 分の 1、10 分の 1、4 分の 1 などの境界に当たる数値を当該分布の第 1・20 分位数、第 1・10 分位数、第 1・4 分位数と呼び、2 分の 1 (即ち中央) に当たる数値を当該分布の中位数と呼びます。

例:



中位数は、数値を順に並べたとき、数値の合計が奇数であれば、ちょうど真ん中の数を、合計が偶数であれば、 $(n \div 2)$ 番目と $(n \div 2 + 1)$ 番目の値の算術平均ということになります。中位数の利点は、賃金分布のような左右対称でない分布でも、中位数以下の人が全体の半分、中位数以上の人も半分となるので、分布の標準的な数値という意味において、算術平均より利用しやすい数値となる点です。

○ 分布範囲とは

分布範囲というのは、分布の最も大きい値と、最も小さい値の差をとったものです。この方法は簡単に計算できますが、極端に高い値や低い値があると、その影響が現れてしまう欠点があります。

○ 分位偏差とは

分布における低い値の代表を第1・4分位数、高い値の代表を第3・4分位数として分布の拡がりをみたものが4分位偏差です。

中位数を中心として、第1・4分位数と第3・4分位数の範囲に分布の半分が入っていることとなります。

4分位偏差を数式にすると、次のとおりとなります。

$$Q = (C - A) / 2$$

Q: 4分位偏差 A: 第1・4分位数 C: 第3・4分位数

○ 分散係数とは

分位偏差が等しくても、平均賃金が高い企業と低い企業とでは、分位偏差に対する評価が異なってきます。

中位数が 30 万円に対する4分位偏差5万円と、中位数 20 万円に対する4分位偏差5万円とでは、分布に対する評価を同じとする訳にはいかないでしょう。

賃金分布を評価する際は、中位数に対する分散度の大きさが一般的には重要となります。その要素を加味したものが分散係数です。

分散係数を、前述の分位偏差から出す数式は次のとおりです。

$$4分位分散係数 = (C - A) / 2M$$

(分散係数は偏差係数ともいわれます。)

A: 第1・4分位数 C: 第3・4分位数 M: 中位数

○ 未満率・影響率とは

未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合をいいます。

影響率とは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金を下回ることになる労働者の割合をいいます。

最低賃金実態調査における分位偏差

【電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業】

規模	内 訳	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計	第1・20分位数(円)	793	818	844	873	875	900
	対前年増減率	5.73%	3.15%	3.18%	3.44%	0.23%	2.86%
	第1・10分位数(円)	800	823	850	895	880	900
	対前年増減率	5.26%	2.88%	3.28%	5.29%	-1.68%	2.27%
	第1・4分位数(円)	831	870	874	942	909	930
	対前年増減率	-2.24%	4.69%	0.46%	7.78%	-3.50%	2.31%
	中位数(円)	1,108	1,038	1,103	1,200	1,079	1,095
	対前年増減率	-2.46%	-6.32%	6.26%	8.79%	-10.08%	1.48%
	労働者数	2,313	5,474	4,492	4,451	5,369	5,010
1 9 人	第1・20分位数(円)	800	818	850	873	875	900
	対前年増減率	6.67%	2.25%	3.91%	2.71%	0.23%	2.86%
	第1・10分位数(円)	820	820	850	880	875	900
	対前年増減率	7.19%	0.00%	3.66%	3.53%	-0.57%	2.86%
	第1・4分位数(円)	969	870	880	935	920	970
	対前年増減率	18.17%	-10.22%	1.15%	6.25%	-1.60%	5.43%
	中位数(円)	1,273	1,140	1,214	1,190	1,125	1,224
	対前年増減率	19.76%	-10.45%	6.49%	-1.98%	-5.46%	8.80%
	労働者数	328	834	592	511	720	692
10 29 人	第1・20分位数(円)	795	818	844	872	871	899
	対前年増減率	6.00%	2.89%	3.18%	3.32%	-0.11%	3.21%
	第1・10分位数(円)	795	818	844	880	875	900
	対前年増減率	6.00%	2.89%	3.18%	4.27%	-0.57%	2.86%
	第1・4分位数(円)	820	862	873	925	910	910
	対前年増減率	6.49%	5.12%	1.28%	5.96%	-1.62%	±0%
	中位数(円)	1,046	1,078	1,050	1,150	1,087	1,011
	対前年増減率	19.54%	3.06%	-2.60%	9.52%	-5.48%	-6.99%
	労働者数	861	1,445	1,358	1,227	1,534	1,439
30 99 人	第1・20分位数(円)	793	818	845	880	875	900
	対前年増減率	-0.63%	3.15%	3.30%	4.14%	-0.57%	2.86%
	第1・10分位数(円)	793	834	850	900	892	908
	対前年増減率	-6.71%	5.17%	1.92%	5.88%	-0.89%	1.79%
	第1・4分位数(円)	820	870	875	950	907	940
	対前年増減率	-22.20%	6.10%	0.57%	8.57%	-4.53%	3.64%
	中位数(円)	1,049	1,009	1,092	1,232	1,062	1,095
	対前年増減率	-17.73%	-3.81%	8.23%	12.82%	-13.80%	3.11%
	労働者数	1,124	3,195	2,542	2,712	3,115	2,879

(注) 資料出所: 毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」

【電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金】

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
時間額	831円	851円	873円	895円	897円	924円
発効日	H28.12.31	H29.12.31	H30.12.31	R1.12.31	R2.12.31	R3.12.31

賃金分布図 令和4年 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等製造業

1,200

5,000

1,000

5,000

800

4,000

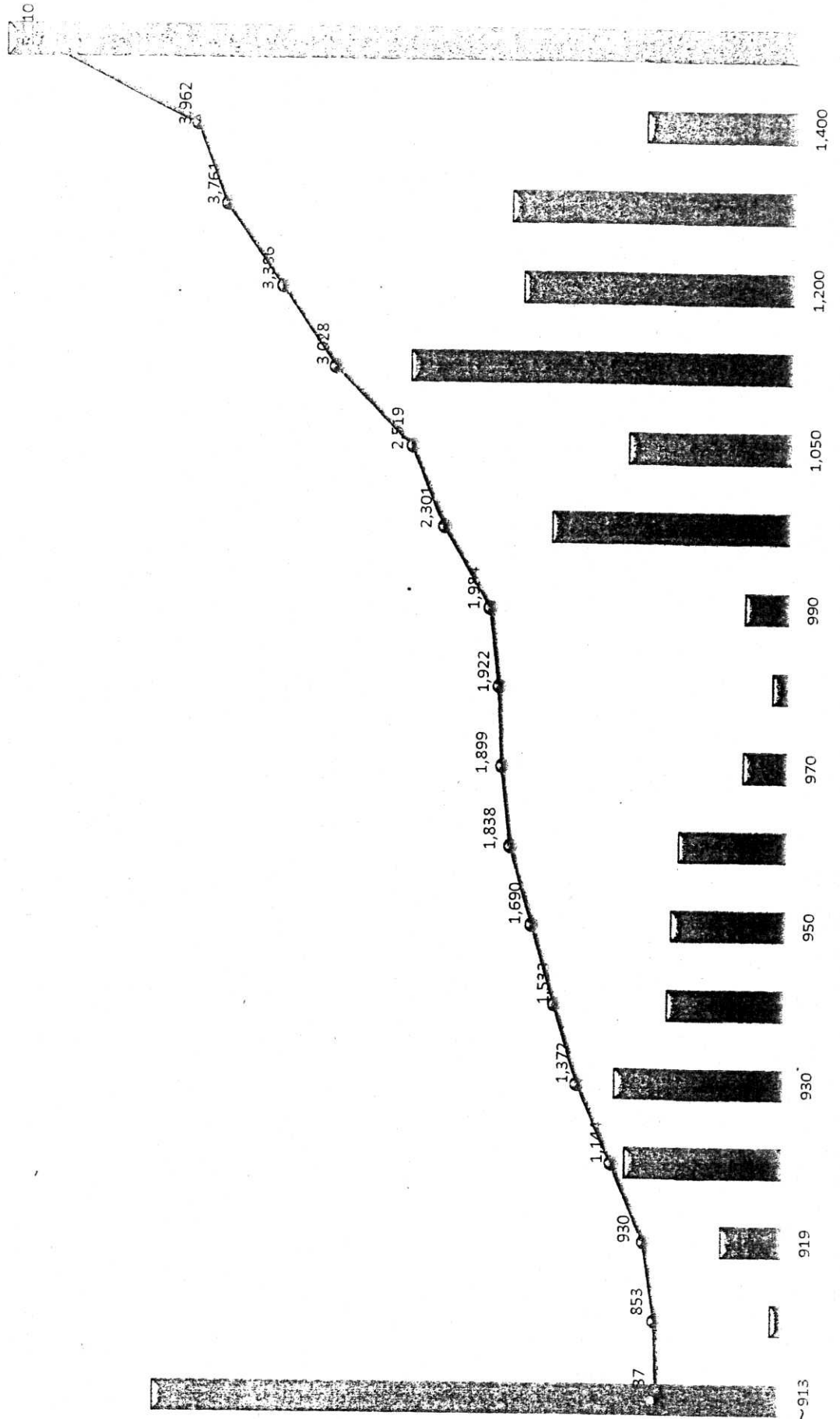
41
人数

乗
積
人
数

2,000

1,000

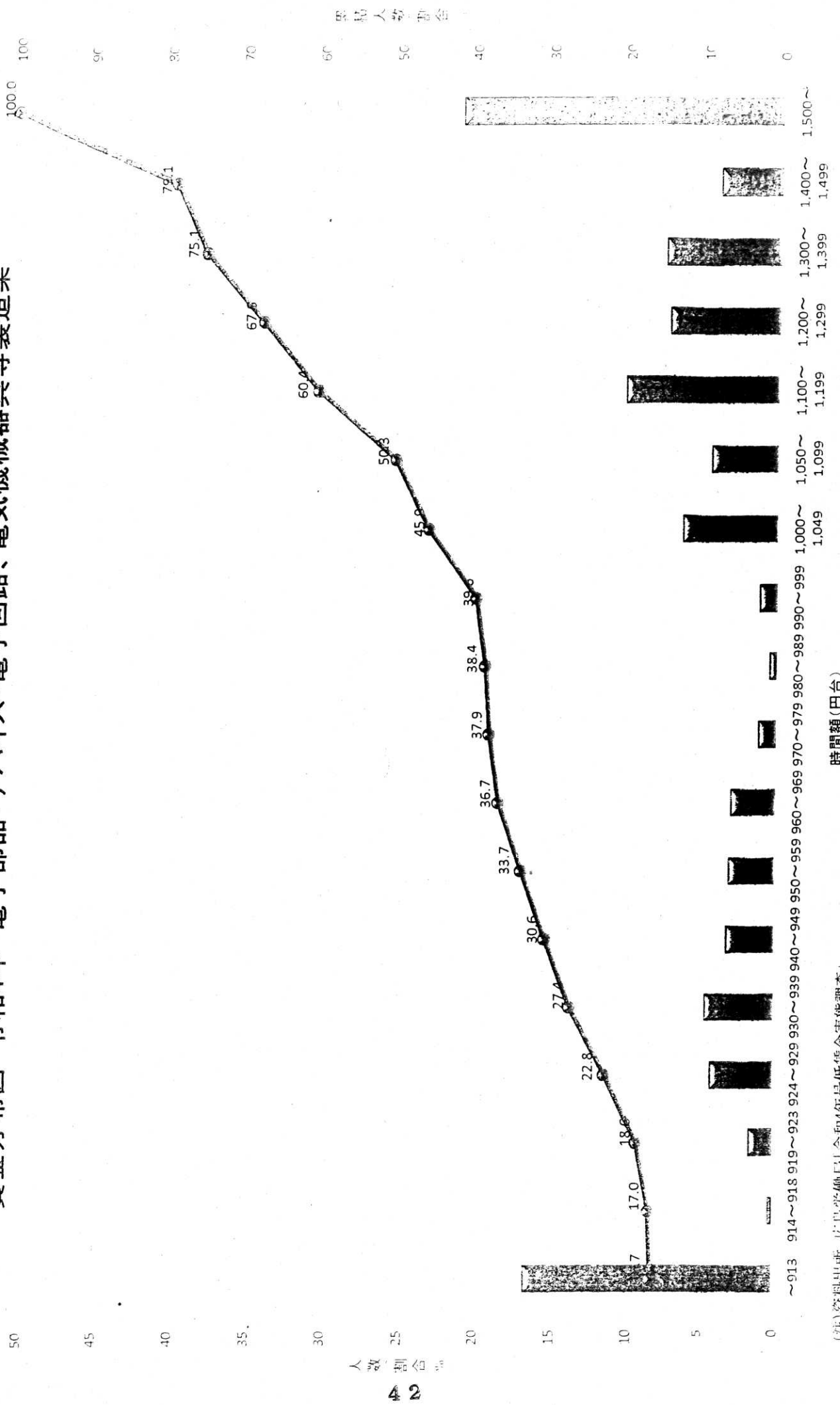
0



(注)資料出所 広島労働局「令和4年最低賃金実態調査」

時間額 (円台)

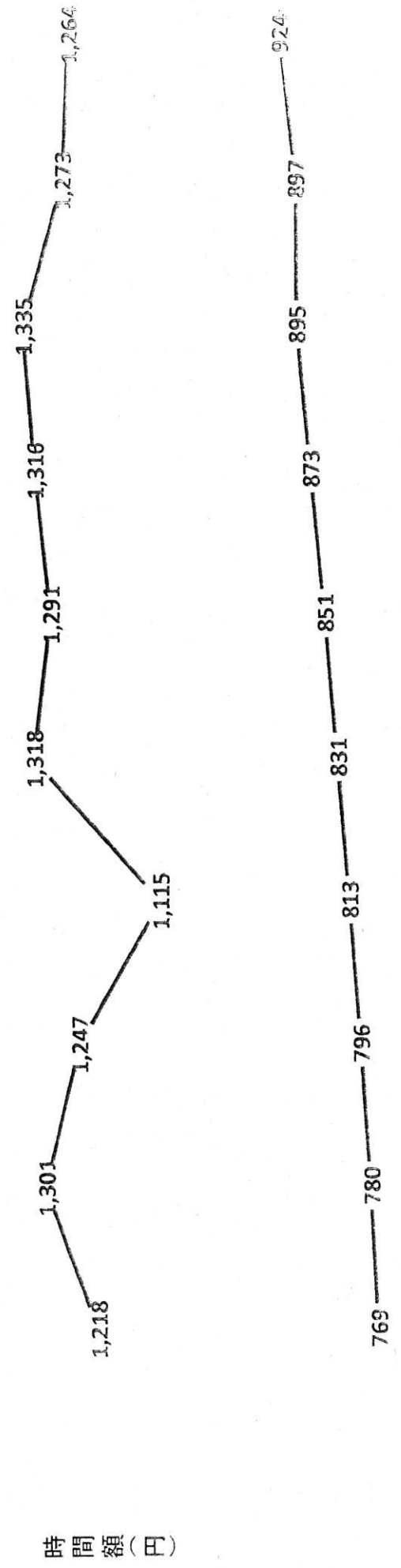
賃金分布図 令和4年 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等製造業



(注)資料出所 広島労働局「令和4年最低賃金実態調査」

時間額(円台)

電子部品～情報通信機械器具等製造業 時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移



年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
最低賃金額	769	780	796	813	831	851	873	895	897	924
平均賃金額	1,218	1,301	1,247	1,115	1,318	1,291	1,316	1,335	1,273	1,264

中位数・時間当たりの平均賃金額

【電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業】

最低賃金額 924円

	中位数	時間当たりの 平均賃金額
規模計	1,095 円	1,264 円
規模(1～9人)	1,224 円	1,331 円
規模(10～29人)	1,011 円	1,222 円
規模(30～99人)	1,095 円	1,269 円

(注) 資料出所 広島労働局「令和4年最低賃金実態調査」

事業所規模別未満率

【電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業】

最低賃金額 924円

	未満率	未満労働者数
規模計	18.6 %	930 人
規模(1～9人)	16.4 %	113 人
規模(10～29人)	31.1 %	447 人
規模(30～99人)	12.8 %	370 人

全労働者数	5,010
-------	-------

(注) 労働者数は、広島労働局「令和4年最低賃金実態調査」の調査対象産業及び調査対象事業所規模に属する労働者の合計である。

最低賃金引上げ試算表

(令和4年 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業)

アップ額 (円)	アップ率 (%)	時間額 (円)	影響率 (%)	(影響を受ける)労働者数 (累計・人)
【 現 行 】		924		
1	0.11	925	21.9	1,095
2	0.22	926	22.4	1,122
3	0.32	927	22.5	1,127
4	0.43	928	22.7	1,135
5	0.54	929	22.7	1,138
6	0.65	930	22.8	1,144
7	0.76	931	26.7	1,337
8	0.87	932	26.9	1,348
9	0.97	933	26.9	1,350
10	1.08	934	26.9	1,350
11	1.19	935	26.9	1,350
12	1.30	936	26.9	1,350
13	1.41	937	27.1	1,356
14	1.52	938	27.4	1,372
15	1.62	939	27.4	1,372
16	1.73	940	27.4	1,372
17	1.84	941	29.8	1,494
18	1.95	942	29.8	1,494
19	2.06	943	30.0	1,502
20	2.16	944	30.0	1,502
21	2.27	945	30.0	1,502
22	2.38	946	30.4	1,521
23	2.49	947	30.4	1,524
24	2.60	948	30.5	1,527
25	2.71	949	30.6	1,533
26	2.81	950	30.6	1,533
27	2.92	951	32.6	1,632
28	3.03	952	32.6	1,632
29	3.14	953	32.8	1,643
30	3.25	954	32.8	1,643
31	3.35	955	33.1	1,660
32	3.46	956	33.3	1,671
33	3.57	957	33.5	1,676
34	3.68	958	33.5	1,679
35	3.79	959	33.6	1,684

(注)全労働者数

5,010

(注)「令和4年最低賃金実態調査」における「広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の調査対象労働者数である。

経 過 表

資料No. 4-7

(電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業)

	最賃時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	未満率 (%)	影響率 (%)
平成16年度	710	3	0.4	7.4	8.0
平成17年度	715	5	0.7	4.2	6.5
平成18年度	721	6	0.8	4.5	6.1
平成19年度	732	11	1.5	7.0	8.4
平成20年度	743	11	1.5	10.4	13.2
平成21年度	746	3	0.4	3.4	3.9
平成22年度	755	9	1.2	7.7	12.6
平成23年度	761	6	0.8	11.2	12.5
平成24年度	769	8	1.1	0.3	1.6
平成25年度	780	11	1.4	1.4	8.0
平成26年度	796	16	2.1	4.9	6.9
平成27年度	813	17	2.1	13.2	20.0
平成28年度	831	18	2.2	11.1	30.3
平成29年度	851	20	2.4	24.2	30.5
平成30年度	873	22	2.6	20.3	27.1
令和元年度	895	22	2.5	18.0	28.8
令和2年度	897	2	0.2	9.3	10.3
令和3年度	924	27	3.0	18.6	22.4

(注)資料出所: 毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」